

## 富山県と株式会社ファミリーマートとの地域活性化包括連携協定書

富山県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、富山県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- (1) 富山県産オリジナル商品の開発・販売に関すること
- (2) 観光情報・観光振興に関すること
- (3) 地域の安全・安心に関すること
- (4) 地域防災への協力に関すること
- (5) 健康増進・食育に関すること
- (6) 子育て支援・青少年の健全育成に関すること
- (7) 高齢者・障害者支援に関すること
- (8) 環境対策・リサイクルに関すること
- (9) その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がなければ、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月24日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井隆一 (自署)

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 上田準二 (自署)